

別 紙

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

第1 通 則

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

（交付の目的）

- 1 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金（以下第2において「災害復旧費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「介護保険法」（平成9年法律第123号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もつて施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

（定 義）

- 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

（1）（項）社会保障等復興事業費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係（社会福祉施設等施設整備に必要な経費）

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	

<p>② 次のアからエに定める施設（以下「社会事業授産施設等」という。）</p> <p>ア 社会福祉法（平成12年法律第111号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（(1)による授産施設を除く。）</p> <p>イ 平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」に基づく地域福祉センター</p> <p>ウ 社会福祉法第2条第3項第11号に基づく隣保館、生活館（北海道ウタリ集落地区に設置された建物）及びホームレス自立支援センター</p> <p>エ 昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」に基づくへき地保健福祉館</p>	<p>社会事業授産施設</p> <p>地域福祉センター</p> <p>隣保館 生活館 ホームレス自立支援センター</p> <p>へき地保健福祉館</p>	<p>地域福祉センター（A型） 地域福祉センター（B型）</p>	
<p>③ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条及び第39条に基づき厚生労</p>	<p>介護福祉士等養成施設</p>	<p>社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設</p>	

<p>働大臣の指定を受け ることのできる養成 施設</p>			
<p>④ 障害者総合支援法 第5条第1項に規定 する障害福祉サー ビス事業（同条第6 項に規定する療養 介護、同条第7項 に規定する生活介 護、同条第13項 に規定する自立訓 練、同条第14項 に規定する就労 移行支援及び同条 第15項に規定す る就労継続支援に 限る。）を行う施 設（以下「障害福 祉サービス事業所 」という。）並び に同条第12項に 規定する障害者 支援施設</p>	<p>障害福祉サー ビス事業所（療 養介護事業、生 活介護事業、自 立訓練事業、就 労移行支援事業 、及び就労継続 支援事業を行う ものに限る。）  障害者支援施 設</p>		
<p>⑤ 障害者総合支援法 第5条第2項に規 定する居宅介護、 同条第3項に規 定する重度訪問 介護、同条第4 項に規定する同 行援護、同条第 5項に規定する 行動援護（以下 「居宅介護」と いう。）、同条 第8項に規定す る短期入所、同 条第10項に規 定する共同生活 介護、同条第16 項に規定する共 同生活援助及び 同条第17項に 規定する相談支</p>	<p>居宅介護事業 所 重度訪問介護 事業所 同行援護事業 所 行動援護事業 所 （以下「居宅 介護事業所」と いう。）  短期入所事業 所  共同生活介護 事業所  共同生活援助 事業所</p>		

援を行う事業所	相談支援事業所		
<p>⑥ 身体障害者福祉法第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設、昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホーム及び平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」に基づく市町村障害者生活支援センター（以下「身体障害者社会参加支援施設等」という。）</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p> <p>盲人ホーム 市町村障害者生活支援センター</p>	<p>身体障害者福祉センター</p> <p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>身体障害者福祉センターA型 身体障害者福祉センターB型 身体障害者デイサービスセンター 身体障害者更生センター</p> <p>点字図書館 聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>⑦ 障害者総合支援法第5条第26項に規定する地域活動支援センター</p>	<p>地域活動支援センター</p>		
<p>⑧ 障害者総合支援法第5条第27項に規定する福祉ホーム</p>	<p>福祉ホーム</p>		
<p>⑨ 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設、第6条の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所及び昭和54年7月11日児発第</p>	<p>児童福祉施設</p> <p>児童発達支援事</p>	<p>障害児入所施設</p> <p>児童発達支援センター</p>	<p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター</p>

514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センターの設置について」に基づく心身障害児総合通園センター	業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター		
⑩ 児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援及び同条第6項に規定する障害児相談支援を行う事業所	保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		
⑪ 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

(2) (項) 社会保障等復興事業費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係 (介護保険制度の適切な運営等に必要な経費)

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施	老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（B型） 軽費老人ホーム

<p>設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護ステーション、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推</p>	<p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>在宅複合型施設</p> <p>生活支援ハウス</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>訪問看護ステーション</p> <p>小規模多機能型居宅介護拠点</p> <p>夜間対応型訪問介護ステーション</p> <p>介護予防拠点</p> <p>地域包括支援センター</p>	<p>老人福祉センター</p> <p>老人介護支援センター</p>	<p>（ケアハウス）都市型軽費老人ホーム</p> <p>老人福祉センター（A型）</p> <p>老人福祉センター（特A型）</p> <p>老人福祉センター（B型）</p> <p>老人福祉施設付設作業所</p> <p>在宅介護支援センター</p>
---	--	-----------------------------------	--

<p>進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター（以下「老人福祉施設等」という。）</p>			
<p>② 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの</p>	<p>その他施設</p>		

(3) (項) 社会保障等復興事業費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係 (児童福祉施設等施設整備に必要な経費)

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
<p>① 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に基づく婦人相談所、同法第36条又は第39条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設（以下「婦人保護施設等」という。）</p>	<p>婦人相談所 婦人保護施設</p>		
<p>② 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所、乳児院、児童厚生施設、児童養護施</p>	<p>児童福祉施設</p>	<p>助産施設  母子生活支援施設 保育所 乳児院</p>	<p>第一種助産施設 第二種助産施設</p>

<p>設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。) 、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第5項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、平成25年2月26日24文科初第1226号・雇児発0226第7号「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」に定めるへき地保育所及び平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設(以下「助産施設等」という。)</p>	<p>児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所 へき地保育所 子育て支援のための拠点施設</p>	<p>児童厚生施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター</p>	
<p>③ 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38</p>	<p>母子福祉施設</p>	<p>母子福祉センター 母子休養ホーム</p>	



条及び昭和40年6月12日厚生省発児第145号厚生事務次官通知「母子福祉施設の設備及び運営について」に基づく母子福祉施設			
④ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に基づく母子保健施設	母子保健施設	母子健康センター	
⑤ 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

(交付の対象)

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会保障等復興事業費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係 (社会福祉施設等施設整備に必要な経費)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第40条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
(2) 社会事業授産施設等 ア 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第	都道府県又	1/2

	7号	は指定都市 若しくは 中核市	(東日本大震災 に対処するため の特別の財政援 助及び助成に関 する法律(以下 「特措法」とい う。)(平成2 3年法律第40 号)第2条第2 項に規定する特 定被災地方公共 団体(以下単に 「特定被災地方公 共団体」とい う。)である都 道府県又は指定 都市若しくは中 核市が設置する 施設の災害復旧 事業を行う場合 は、2/3)
イ 地域福祉センター (A型、B型)	平成6年6月23日社援地 第74号厚生省社会・援護 局長通知「地域福祉センタ ーの設置運営について」	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1/2
ウ 隣保館	平成14年8月29日厚生 労働省発社援第0829002号 厚生労働事務次官通知「隣 保館の設置及び運営につい て」	指定都市又 は中核市	1/2
エ 生活館	平成14年8月29日厚生 労働省発社援第0829002号 厚生労働事務次官通知「隣 保館の設置及び運営につい て」	指定都市又 は中核市	1/2
オ ホームレス自立支援セ ンター	平成17年3月31日社援 発第0331021号厚生労働省	都道府県又 は指定都市	1/2

<p>カ へき地保健福祉館</p>	<p>社 会・援護局長通知「セーフ ティネット支援対策等事業 の実施について」</p> <p>昭和40年9月1日厚生省 事務次官通知「へき地保健 福祉館の設置及び運営につ いて」</p>	<p>若しくは 中核市</p> <p>指定都市又 は中核市</p>	<p>1 / 2</p>
<p>(3) 介護福祉士等養成施設</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士 法第7条又は第39条</p>	<p>都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市</p>	<p>1 / 2</p>
<p>(4) 障害者支援施設等</p> <p>ア 障害福祉サービス事業 所</p> <p>イ 障害者支援施設</p> <p>ウ 居宅介護事業所、短期 入所事業所、共同生活介 護事業所、共同生活援助 事業所及び相談支援事業 所</p>	<p>障害者総合支援法第79条 第1項第1号及び第2項</p> <p>障害者総合支援法第83条 第2項及び第3項</p> <p>障害者総合支援法第79条 第1項第1号及び第2号並 びに同条第2項</p>	<p>都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市</p> <p>都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市</p> <p>都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市</p>	<p>1 / 2 (特定被災地方 公共団体である 都道府県又は指 定都市若しくは 中核市が設置す る療養介護事業 所の災害復旧事 業を行う場合 は、2 / 3)</p> <p>1 / 2</p> <p>1 / 2 (特定被災地方 公共団体である 都道府県又は指 定都市若しくは 中核市が設置す る短期入所事業 所又は共同生活 介護事業所若し</p>

			くは共同生活援助事業所の災害復旧事業を行う場合は、2 / 3)
エ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条第1項第4号及び第79条第1項第4号	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第77条第3項及び第79条第1項第5号	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
(5) 身体障害者社会参加支援施設等			
ア 補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設 (中分類)	身体障害者福祉法第28条第1項及び第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
イ 身体障害者福祉センター (中分類)	身体障害者福祉法第28条第1項及び第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
ウ 盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第28条第1項及び第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
エ 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2 (特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置する施設の災害復旧事業を行う場

			合は、2/3)
オ 市町村障害者生活支援センター	平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3
(6) 児童福祉施設等			
ア 障害児入所施設（中分類）	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	1/2
イ 児童発達支援センター（中分類）	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	1/2
ウ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（中分類）	児童福祉法第34条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	2/3
エ 心身障害児総合通園センター	児童福祉法第35条第2項又は第3項及び昭和54年7月11日児発第514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センターの設置について」	都道府県又は指定都市、中核市若しくはおおむね人口20万人以上の市	2/3
(7) 保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事	児童福祉法第34条の3第1項	都道府県又は指定都	1/2

業所		市、中核市 若しくは児 童相談所設 置市	
(8)その他施設	別途厚生労働大臣が定める 基準等	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1 / 3 から 2 / 3 まで

(2) (項) 社会保障等復興事業費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係  
(介護保険制度の適切な運営等に必要経費)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセン ター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1 / 2 (特定被災地方 公共団体である 都道府県又は指 定都市若しくは 中核市が設置す る施設の災害復 旧事業を行う場 合は、2 / 3)
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1 / 2 (特定被災地方 公共団体である 都道府県又は指 定都市若しくは 中核市が設置す る施設の災害復 旧事業を行う場 合は、2 / 3)
ウ 養護老人ホーム及び特 別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1 / 2

エ 軽費老人ホーム（A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2 （特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置する施設の災害復旧事業を行う場合は、2/3）
オ 軽費老人ホーム（B型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2 （特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置する施設の災害復旧事業を行う場合は、2/3）
カ 軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2 （特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置する施設の災害復旧事業を行う場合は、2/3）
キ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2 （特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置する施設の災害復旧事業を行う場合は、2/3）

ク 老人福祉センター（A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
ケ 老人福祉センター（特A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
コ 老人福祉センター（B型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
カ 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／3
シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2 （特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置する施設の災害復旧事業を行う場合は、2／3）
ス 認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1／2 （特定被災地方公共団体である指定都市又は中核市が設置する施設の災害復旧事業を行う場合は、2／3）



セ 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
ソ 生活支援ハウス	平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
タ 介護老人保健施設	介護保険法第94条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3 (特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置する施設の災害復旧事業を行う場合は、1/2)
チ 訪問看護ステーション	介護保険法第70条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
ツ 小規模多機能型居宅介護拠点	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1/2 (特定被災地方公共団体である指定都市又は中核市が設置する施設の災害復旧事業を行う場合は、2/3)
テ 夜間対応型訪問介護ステーション	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	2/3
ト 介護予防拠点	平成18年5月29日老発第0529001号厚生労	指定都市又は中核市	1/2

ナ 地域包括支援センター	働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」  介護保険法第115条の46第2項	指定都市又は中核市	1/2 (特定被災地方公共団体である指定都市又は中核市が設置する施設の災害復旧事業を行う場合は、2/3)
(2) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3から2/3まで

(3) (項) 社会保障等復興事業費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係  
(児童福祉施設等施設整備に必要な経費)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 婦人保護施設等			
ア 婦人相談所	売春防止法第34条第1項	都道府県	2/3
イ 婦人保護施設	売春防止法第36条	都道府県	1/2
(2) 助産施設等			
ア 助産施設、母子生活支援施設、保育所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2 (児童家庭支援センターについては、2/3)
イ 児童厚生施設	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は指定都市	1/2

		若しくは中核市	
ウ 児童相談所及び一時保護施設	児童福祉法第12条又は第12条の4	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	2/3
エ 職員養成施設	児童福祉法第35条第5項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	2/3
オ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	2/3
カ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	2/3
キ へき地保育所	平成25年度2月26年24文科初第1226号・雇児発0226第7号「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」	指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市	2/3
ク 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市（放課後児童クラブ	2/3

		については 児童相談所 設置市を除 く。)	
(3) 母子福祉センター	母子及び寡婦福祉法第38条及び昭和40年6月12日厚生省発児第145号本職通知「母子福祉施設の設備及び運営について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
(4) 母子休養ホーム	母子及び寡婦福祉法第38条及び昭和40年6月12日厚生省発児第145号本職通知「母子福祉施設の設備及び運営について」	都道府県又は指定都市	1 / 2
(5) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3 から 2 / 3 まで

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会保障等復興事業費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係 (社会福祉施設等施設整備に必要な経費)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第40条又は第41条	(ア) 市町村 (指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下本表にお	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

		いて同じ。)				
		(イ) 社会福祉法人 又は日本赤十字社	生活保護 法第74 条第1項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
(2) 社会事業 授産施設等	社会福祉法第 2条第2項第 7号	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4  (特定被災地方公 共団体で ある市町 村が設置 する施設 の災害復 旧事業を 行う場 合、5 / 6)	2 / 3  (特定被災地方公 共団体で ある市町 村が設置 する施設 の災害復 旧事業を 行う場 合、4 / 5)
ア 社会事業 授産施設		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4  (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場 合、5 / 6)	2 / 3  (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場 合、4 / 5)
イ 地域福祉	平成6年6月	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

センター (A型、 B型)	23日社援地 第74号厚生 省社会・援護 局長通知「地 域福祉センタ ーの設置運営 について」	(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
ウ 隣保館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号厚 生労働事務次 官通知「隣保 館の設置及び 運営について」	市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
エ 生活館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号厚 生労働事務次 官通知「隣保 館の設置及び 運営について」	市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
オ ホームレ ス自立支 援センタ ー	平成17年3 月31日社援 発第0331021号 厚生労働省社 会・援護局長 通知「セーフ ティネット支 援対策等事業 の実施について」	市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
カ へき地保 健福祉館	昭和40年9 月1日厚生省	市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

	事務次官通知 「へき地保健 福祉館の設置 及び運営につ いて					
(3) 介護福祉 士等養成施 設	社会福祉士及 び介護福祉士 法第7条又は 第39条	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市	3 / 4	2 / 3
(4) 障害者支 援施設等 ア 障害福祉 サービス事 業所	障害者総合支 援法第79条 第2項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4  (特定被 災地方公 共団体で ある市町 村が設置 する療養 介護事業 所の災害 復旧事業 を行う場 合、5 / 6)	2 / 3  (特定被 災地方公 共団体で ある市町 村が設置 する療養 介護事業 所の災害 復旧事業 を行う場 合、4 / 5)
		(イ) 障害者総合支 援法第79条第 2項に基づき事 業を実施する法 人(社会福祉法 人、医療法人、 日本赤十字社、 公益社団法人、 公益財団法人、 特例民法法人、 NPO法人、営利 法人等。以下 「社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4  (東日本 大震災に 対処する ための特 別の財政 援助及び 助成に関 する法律 の厚生労 働省関係 規定の施 行等に関	2 / 3  (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助

		等」という。)			する政令 (以下 「特措法 施行令」 とい う。) (平成2 3年政令 第131 号)第3 条第1項 第1号及 び第2号 に掲げる 要件に該 当するも のの災害 復旧に要 する費用 を補助す る場合、 5/6)	する場 合、4/ 5)
		(ウ) 社会福祉施設 等施設整備費補 助金を受けて整 備した障害福祉 サービス事業所 を有する一般社 団法人又は一般 財団法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場合、 5/6)	2/3 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場合、 4/5)
イ 障害者支	障害者総合支	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3



<p>援施設</p>	<p>援法第83条 第3項又は第 4項</p>	<p>(イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人等。医療法人を除く。）</p>	<p>予算措置</p>	<p>都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市</p>	<p>3/4 （特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場 合、5/6）</p>	<p>2/3 （特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場 合、4/5）</p>
<p>リ 居宅介護 事業所、短期入所事業 所、共同生活介護事業 所及、共同生活援助事 業所及び相談支援事業 所</p>	<p>障害者総合支 援法第79条 第2項</p>	<p>(ア) 市町村</p>	<p>予算措置</p>	<p>都道府県</p>	<p>3/4 （特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場 合、5/6）</p>	<p>2/3 （特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場 合、4/5）</p>
		<p>(イ) 社会福祉法人 等</p>	<p>予算措置</p>	<p>都道府県 又は指定 都市若し</p>	<p>3/4 （特措法 施行令第</p>	<p>2/3 （特措法 施行令第</p>

				くは中核市	3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5/6)	3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4/5)
		(ウ) 社会福祉施設等施設整備費補助金を受けて整備した居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活介護事業所及、共同生活援助事業所及び相談支援事業所を有する一般社団法人又は一般財団法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5/6)	2/3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4/5)
エ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条第1項第4号及び第79条第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 3/4 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復	2/3 2/3 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復

オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第77条第3項及び第79条第2項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	旧事業を行う場合、5/6)	旧事業を行う場合、4/5)
		(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
	(ウ) 社会福祉施設等施設整備費補助金を受けて整備した福祉ホームを有する一般社団法人又は一般財団法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	
		予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	

(5) 身体障害者社会参加支援施設等 ア 補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設(中分類)	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
			予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5 / 6)	2 / 3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4 / 5)
イ 身体障害者福祉センター(中分類)	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
			予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5 / 6)	2 / 3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4 / 5)

り 盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場合、5 / 6)	2 / 3 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場合、4 / 5)
		(ウ) 公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場合、5 / 6)	2 / 3 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場合、4 / 5)
		(エ) 社会福祉施設等施設整備費補助金を受けて整備した盲導犬訓練施設を有する	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号	2 / 3 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号

		一般社団法人又は一般財団法人			及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5/6)	及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4/5)
キ 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発第109号厚生労働省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	(ア) 市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）	予算措置	都道府県	3/4 （特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5/6)	2/3 （特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4/5)
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 （特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費	2/3 （特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費

					用を補助する場 合、5／ 6)	用を補助する場 合、4／ 5)
ク 市町村障 害者生活支 援センター	平成8年5月 10日社援更 第133号厚 生省社会・援 護局長通知 「市町村障 害者生活支援事 業の実施につ いて」	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人	予算措置  予算措置	都道府県  都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	5／6  5／6	4／5  4／5
(6) 児童福祉 施設等						
ア 障害児入 所施設（中 分類）	児童福祉法第 35条第3項 又は第4項	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人 又は日本赤十字 社若しくは公益 社団法人、公益 財団法人又は特 例民法法人	予算措置  児童福祉 法第56 条の2第 1項	都道府県  都道府県 又は指定 都市、中 核市若し くは児童 相談所設 置市	3／4  3／4	2／3  2／3
イ 児童発達 支援センタ ー（中分 類）	児童福祉法第 35条第3項 又は第4項	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人 等	予算措置  児童福祉 法第56 条の2第 1項	都道府県  都道府県 又は指定 都市、中 核市若し くは児童 相談所設 置市	3／4  3／4	2／3  2／3
ウ 児童発達 支援事業所 及び放課後 等デイサー	児童福祉法第 34条の3第 2項	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人	予算措置  予算措置	都道府県  都道府県 又は指定	5／6  5／6	4／5  4／5

ビス事業所 (中分類)				都市、中核市若しくは児童相談所設置市		
(7) 保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	3/4	2/3
(8) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	(7) 市町村	予算措置等	都道府県	2/3から5/6まで	1/2から4/5まで
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3から5/6まで	1/2から4/5まで

イ (項) 社会保障等復興事業費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係  
(介護保険制度の適切な運営等に必要経費)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第2項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復	2/3 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復



		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	旧事業を 行う場 合、5/ 6)	旧事業を 行う場 合、4/ 5)
					3/4 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場 合、5/ 6)	2/3 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場 合、4/ 5)
イ 老人短期 入所施設	老人福祉法 第15条第 2項	(ア) 市町村	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県	3/4 (特定被 災地方公 共団体で ある市町 村が設置 する施設 の災害復 旧事業を 行う場 合、5/ 6)	2/3 (特定被 災地方公 共団体で ある市町 村が設置 する施設 の災害復 旧事業を 行う場 合、4/ 5)
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2	2/3 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2

					号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5/6)	号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4/5)
ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第3項又は第4項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
エ 軽費老人ホーム(A型)	老人福祉法第15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、5/6)	2/3 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、4/5)
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げ	2/3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げ

					る要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5/6)	る要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4/5)
オ 軽費老人ホーム (B型)	老人福祉法第15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、5/6)	2/3 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、4/5)
		(4) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	3/4 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5/6)	2/3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4/5)
カ 軽費老人	老人福祉法	(7) 市町村	老人福祉法	都道府県	3/4	2/3

ホーム (ケアハウス)	第15条第5項		第24条第2項		(特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、5/6)	(特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、4/5)
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5/6)	2/3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4/5)
		(ウ) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づく交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けて整備した軽費老人ホーム(ケアハウス)を有する民間	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費	2/3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費

		事業者（社会福祉法人を除く。以下同じ。）			用を補助する場合、5/6)	用を補助する場合、4/5)
キ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、5/6)	2/3 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、4/5)
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	3/4 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5/6)	2/3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4/5)
		(ウ) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づく	予算措置	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	3/4 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2	2/3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2

		交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて整備した都市型軽費老人ホームを有する民間事業者（社会福祉法人を除く。以下同じ。）			号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5/6)	号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4/5)
ク 老人福祉センター（A型）	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
ケ 老人福祉センター（特A型）	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
コ 老人福祉センター（B型）	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

サ 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第2項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3 / 4 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、5 / 6)	2 / 3 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、4 / 5)
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	3 / 4 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5 / 6)	2 / 3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4 / 5)
ス 認知症高	老人福祉法	(7) 市町村	老人福祉法	都道府県	3 / 4	2 / 3

<p>齢者グループホーム</p>	<p>第14条</p>	<p>(イ) 社会福祉法人</p>	<p>第24条第2項</p>	<p>都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市</p>	<p>(特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、5/6)</p>	<p>(特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、4/5)</p>
			<p>老人福祉法第24条第2項</p>	<p>3/4 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5/6)</p>	<p>2/3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4/5)</p>	
		<p>(ウ) 交付金の交付を受けて整備した認知症高齢者グループホームを有する民間事業者</p>	<p>予算措置</p>	<p>都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市</p>	<p>3/4 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費</p>	<p>2/3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費</p>



					用を補助する場 合、5 / 6)	用を補助する場 合、4 / 5)
セ 在宅複合 型施設	平成6年9 月14日老 計第120 号厚生省老 人保健福祉 局長通知 「在宅複合 型施設の整 備につい て」	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人	予算措置  予算措置	都道府県  都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4  3 / 4	2 / 3  2 / 3
ソ 生活支援 ハウス	平成12年 9月7日老 発第655 号厚生省老 人保健福祉 局長通知 「高齢者生 活福祉セン ター運営事 業の実施に ついて」	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人	予算措置  予算措置	都道府県  都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4  3 / 4	2 / 3  2 / 3
タ 小規模多 機能型居 宅介護拠 点	老人福祉法 第14条	(ア) 市町村	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県	3 / 4  (特定被 災地方公 共団体で ある市町 村が設置 する施設 の災害復 旧事業を 行う場 合、5 / 6)	2 / 3  (特定被 災地方公 共団体で ある市町 村が設置 する施設 の災害復 旧事業を 行う場 合、4 / 5)

		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場合、5/6)	2/3 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場合、4/5)
		(ウ) 交付金の交付を受けて整備した小規模多機能型居宅介護拠点を有する民間事業者	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場合、5/6)	2/3 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場合、4/5)
チ 夜間対応型訪問介護ステーション	老人福祉法 第14条	(ア) 市町村	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県	5/6	4/5
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法 第24条第 2項	都道府県 又は指定 都市若し	5/6	4/5

				くは中核市		
		(ウ) 交付金の交付を受けて整備した夜間対応型訪問介護ステーションを有する民間事業者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	5 / 6	4 / 5
ツ 介護予防拠点	平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 交付金の交付を受けて整備した介護予防拠点を有する民間事業者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
テ 地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第2項又は第3項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、5 / 6)	2 / 3 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、4 / 5)
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定	3 / 4 (特措法	2 / 3 (特措法

				都市若しくは中核市	施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5/6)	施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4/5)
		(ウ) 交付金の交付を受けて整備した地域包括支援センターを有する民間事業者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、5/6)	2/3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、4/5)
(2) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等  予算措置等	都道府県  都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3から5/6まで  2/3から5/6まで	1/2から4/5まで  1/2から4/5まで

ウ (項) 社会保障等復興事業費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係  
(児童福祉施設等施設整備に必要な経費)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 婦人保護施設等 婦人保護施設	売春防止法第39条	(ア) 指定都市又は中核市若しくは市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	売春防止法第39条	都道府県	3/4	2/3
(2) 助産施設等 ア 助産施設、母子生活支援施設、保育所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 市町村(児童相談所設置市を除く。)	予算措置	都道府県	3/4 (児童家庭支援センターについては、5/6)	2/3 (児童家庭支援センターについては、4/5)
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育	3/4 (児童家庭支援センターについては、5/6)	2/3 (児童家庭支援センターについては、4/5)

				所については中核市を含む。)		
		(ウ) 学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合に限る。）、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市（ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所については中核市を含む。)	3/4 (児童家庭支援センターについては、5/6)	2/3 (児童家庭支援センターについては、4/5)
		(エ) 社会福祉施設等施設整備費補助金又は次世代育成支援対策施設整備交付金を受けて整備した助産施設等を有する一般社団法人又は一般財団法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市（ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所については中核市を含む。)	3/4 (児童家庭支援センターについては、5/6)	2/3 (児童家庭支援センターについては、4/5)
イ 児童厚生施設	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3

		(イ) 社会福祉法人	児童福祉法 第56条の 2第1項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 公益社団法人、 公益財団法人又は 特例民法法人	児童福祉法 第56条の 2第1項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
		(エ) 過去に社会福祉 施設等施設整備費 又は児童厚生施設 等施設整備費補助 金を受けて整備し た児童厚生施設を 有する一般社団法 人又は一般財団法 人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
ウ 職員養成 施設	児童福祉法第 35条第5項	市町村（児童相談所 設置市を除く。）	予算措置	都道府県	5 / 6	4 / 5
エ 児童自立 生活援助 事業所	児童福祉法第 6条の3第1項	(ア) 市町村（児童相 談所設置市を除 く。）	予算措置	都道府県	5 / 6	4 / 5
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	5 / 6	4 / 5
		(ウ) 公益社団法人、	予算措置	都道府県	5 / 6	4 / 5

		公益財団法人又は 特例民法法人		又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市		
オ 小規模住 居型児童 養育事業 所	児童福祉法第 6条の3第8項	(ア) 市町村（児童相 談所設置市を除 く。）  (イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県	5 / 6	4 / 5
		(ウ) 公益社団法人、 公益財団法人又は 特例民法法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	5 / 6	4 / 5
カ へき地保 育所	平成25年2 月26日24 文科初第12 26号・雇児 発0226第 7号「平成2 0年度子育て 支援対策臨時 特例交付金 （安心こども 基金）の運営 について」	市町村（児童相談所 設置市を除く。）	予算措置	都道府県	5 / 6	4 / 5
キ 子育て支 援のため の拠点施	平成11年1 月7日児発第 14号厚生省	(ア) 市町村（児童 相談所設置市を除 く。ただし、放課後	予算措置	都道府県	5 / 6	4 / 5



設	<p>児童家庭局長 通知「子育て 支援のための 拠点施設の設 置について」</p>	<p>児童クラブについて は児童相談所設置市 を含む。)</p> <p>(イ) 社会福祉法人 (放課後児童クラブ に限る。)</p> <p>(ウ) 公益社団法人、 公益財団法人又は特 例民法法人(放課後 児童クラブに限 る。)</p> <p>(エ) 過去に児童厚生 施設等整備費補助金 を受けて整備した放 課後児童クラブを有 する一般社団法人又 は一般財団法人(放 課後児童クラブに限 る。)</p>	<p>予算措置</p> <p>予算措置</p> <p>予算措置</p>	<p>都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市</p> <p>都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市</p> <p>都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市</p>	<p>5 / 6</p> <p>5 / 6</p> <p>5 / 6</p>	<p>4 / 5</p> <p>4 / 5</p> <p>4 / 5</p>
(3) 母子福祉 センター	<p>母子及び寡婦 福祉法第38 条及び昭和4 0年6月12 日厚生省発児 第145号本 職通知「母子 福祉施設の設 備及び運営に ついて」</p>	<p>(ア) 市町村</p> <p>(イ) 社会福祉法人又 は日本赤十字社</p> <p>(ウ) 公益社団法人、 公益財団法人又は 特例民法法人</p> <p>(エ) 過去に社会福祉 施設等施設整備費 補助金を受けて整 備した母子福祉セ ンターを有する一</p>	<p>予算措置</p> <p>予算措置</p> <p>予算措置</p> <p>予算措置</p>	<p>都道府県</p> <p>都道府県 又は指定 都市</p> <p>都道府県 又は指定 都市</p> <p>都道府県 又は指定 都市</p>	<p>3 / 4</p> <p>3 / 4</p> <p>3 / 4</p> <p>3 / 4</p>	<p>2 / 3</p> <p>2 / 3</p> <p>2 / 3</p> <p>2 / 3</p>

		一般社団法人又は一般財団法人				
(4) 母子休養ホーム	母子及び寡婦福祉法第38条及び昭和40年6月12日厚生省発児第145号本職通知「母子福祉施設の設備及び運営について」	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3
		(ウ) 公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3
		(エ) 過去に社会福祉施設等施設整備費補助金を受けて整備した母子休養ホームを有する一般社団法人又は一般財団法人	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3
(5) 母子健康センター	母子保健法第22条	指定都市又は中核市若しくは市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
(6) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	(ア) 市町村	予算措置等	都道府県	2/3から5/6まで	1/2から4/5まで
		(イ) 社会福祉法人、日本赤十字社又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人である場合に限る。）	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3から5/6まで	1/2から4/5まで

(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設（交付金の交付を受けて整備したものを除く。）に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助（（項）社会保障等復興事業費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係（介護保険制度の適切な運営等に必要な経費））。

--	--	--	--	--	--	--

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率
老人福祉施設等 ア 生活支援ハウス（通所介護事業又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設に併設又は隣接している場合に限る。）	平成12年9月7日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	(ア) 市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下本表において同じ。）  (イ) 社会福祉法人  (ウ) 医療法人  (エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置  予算措置  予算措置	都道府県  都道府県又は指定都市若しくは中核市  都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2  1／2  1／2
イ 介護老人保健施設	介護保険法第94条第1項	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人	予算措置  予算措置	都道府県  都道府県又は指定都市	1／3 （特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、1／2）  1／3 （特措法

			若しくは中核市		施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、1/2)
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、1/2)
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当する

					ものの災害復旧に要する費用を補助する場合、1/2)
ウ 認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条	医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、2/3)
エ 在宅介護支援センター (介護老人保健施設、病院又は診療所に併設している場合に限る。)	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	1/2 (特定被災地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧事業を行う場合、2/3)
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2 (特措法施行令第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件に該当するものの災害復旧に要する費用を補助する場合、2/3)

			核市	3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場 合、2/ 3)
	(ウ)医療法人	予算措置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災 害復旧に 要する費 用を補助 する場 合、2/ 3)
	(エ)その他厚生労働大 臣が認めた者	予算措置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1/2 (特措法 施行令第 3条第1 項第1号 及び第2 号に掲げ る要件に 該当する ものの災

					害復旧に 要する費 用を補助 する場 合、2/ 3)
オ 訪問看護ス テーション	介護保険法第 70条第1項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	1 / 2
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1 / 2
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1 / 2
		(エ) 保健衛生施設等施 設整備費補助金の交 付を受けて整備した 訪問看護ステーショ ンを有する民間事業 者（社会福祉法人、 医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	1 / 2

5 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用（改正前の「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成23年8月11日厚生労働省発社援0811第1号）の別紙「東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」の第2の1に基づき別に定める「東日本大震災に伴う園庭の土壌処理事業について」（平成23年10月31日雇児発1031第1号・障発1031第1号）に基づき国庫補助を受けて園庭の表土除去を行った場合における、当該園庭を原状回復するための客土（以下「客土」という。）を除くこととし、客土を行う場合にあっては、別に定めるところにより交付対象とする。）
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- (5) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (6) その他災害復旧費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業の場合

ア 別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の施設の種類ごとの額（以下「国庫補助基本額」という。）に、3の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 間接補助事業の場合

ア 4の(1)の間接補助事業の場合

(ア) 別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) アにより選定された額と当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額に、4の(1)の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の国庫補助基本額に4の(1)の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内を交付額とする。

ただし、都道府県又は指定都市が、当該都道府県又は指定都市の区域内に設置された激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第3条第2項に該当する施設の災害復旧に要する費用を補助する場合は、上記「寄付金その他の収入額」とあるのは「寄付金その他の収入額（寄付金収入額を除く。）」と読み替えるものとする。

イ 4の(2)の間接補助事業の場合



(ア) 別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) アにより選定された額と当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4の(2)の表の⑥欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の範囲内を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

(1) のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のアの(ウ)中「4の(1)表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の(1)の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

区 分  ①	対 象 施 設 の 種 類  ②	直接補助 の事業の 場合	間接補助事業の場合	
		国庫補助 率  ③	県補助率  ④	国庫補助 率  ⑤
ア 沖縄振興特別措置 法（平成14年法律 第14号）第4条に 規定する沖縄振興計 画に基づく事業とし て行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設</li> <li>・ 更生施設</li> <li>・ 宿所提供施設</li> <li>・ 障害福祉サービ ス事業所（生活 介護、自立訓 練、就労移行支 援又は就労継続 支援を行うもの に限る。）</li> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ 補装具製作施設</li> <li>・ 視聴覚障害者情 報提供施設（中 分類）</li> </ul>	2/3	5/6	4/5

<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所施設 （主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）</li> <li>・乳児院</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・授産施設</li> <li>・老人デイサービスセンター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。）</li> <li>・老人短期入所施設（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。）</li> <li>・在宅介護支援センター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（中分類）に併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。）</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・助産施設</li> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・保育所</li> </ul>	7.5/10	8.75/10	7.5/8.75

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所施設 (主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。)を入所させるものに限る。)</li> </ul>	8/10	9/10	8/9
イ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・在宅介護支援センター</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・児童福祉施設</li> </ul>	5.5/10	4/5	5.5/8
ウ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> <li>・障害者支援施設 (生活介護及び自立訓練を行うものに限る。)</li> <li>・障害児入所施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・乳児院</li> <li>・情緒障害児短期治療施設</li> </ul>	2/3	5/6	4/5
エ 地震防災対策特別措置法(平成7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> <li>・障害者支援施設</li> </ul>	2/3	5/6	4/5

<p>法律第111号) 第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<p>（生活介護及び自立訓練を行うものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・乳児院</li> <li>・情緒障害児短期治療施設</li> </ul>			
<p>オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第5条第1項に規定する離島振興計画に基づく事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所（地方公共団体が設置するもの）</li> </ul>	<p>1/2から 5.5/10まで</p>	<p>3/4から 4/5まで</p>	<p>2/3から 5.5/8まで</p>
<p>カ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所（地方公共団体が設置するもの）</li> <li>（地方公共団体以外の者が設置するもの）</li> </ul>	<p>1/2から 5.5/10まで</p>	<p>3/4から 4/5まで  11/12</p>	<p>2/3から 5.5/8まで  8/11</p>
<p>キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第2条に規定する奄美群島振興開発計画に基づく事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所（地方公共団体が設置するもの）</li> </ul>	<p>5.5/10</p>	<p>4/5</p>	<p>5.5/8</p>
<p>ク 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> </ul>	<p>5.5/10</p>	<p>4/5</p>	<p>5.5/8</p>

<p>(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))</p>				
--	--	--	--	--

(交付の条件)

7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模、構造又は用途(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

(イ) 建物の設置場所の変更

(ウ) 入所定員又は利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

オ 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があ

った場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。  
カ 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙8の様式により速やかに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、地方厚生（支）局長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ク この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、地方公共団体以外の者にあつては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

ス 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対して、この間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、アからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は

「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市」と、「別紙8」とあるのは「別紙9」とそれぞれ読み替えるものとする。

セ スにより付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

ソ 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

タ 市町村又は社会福祉法人等がスにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

#### （申請手続）

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙1又は2の様式による申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

#### （実績報告）

9 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙3又は4の様式による報告書に關係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

#### （その他）

10 特別の事情により6、8、9に定める算定方法及び手続きによることができな  
い場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けて、その定めるところ  
によるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日  
までに別紙5又は6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行うも  
のとする。

## 別表

## 算 定 基 準

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
社会福祉施設等災害復旧費（本体工事に係る分）	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（交付要綱第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）
社会福祉施設等災害復旧費（厚生労働大臣が認める応急仮設施設整備に係る分）	公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積もりと工事請負業者の見積もりのいずれか低い方の額	社会福祉施設等の災害復旧（応急仮設施設整備）に必要な工事費又は工事請負費（交付要綱第2の5に定める費用を除く。）